

さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report



- ▶ 回想 弁護士 竹澤 京平
- ▶ 被害者の遺影と刑事裁判 弁護士 高橋 一弥
- ▶ 家事調停におけるウェブ会議システムの利用について 弁護士 姉崎 真人
- ▶ 労働条件明示のルールが変わります! 弁護士 竹村 一成
- ▶ ペットの法律問題～ペットの時価額?～ 弁護士 秋場 啓佑



代表弁護士 竹澤 京平

回 想

今年は正月から能登半島地震があり、今だに復興の目途も付いていないようで、被災者の方々のことを考えると心が痛みます。このところあちこちで災害が多発して居り、私達も常日頃の備えが肝心と心新にしているところです。

ところで、私事ですが今年弁護士生活50年の節目を迎えました。顧みると、耳目を集めるような事件や、社会的に影響のあるような大事件に関与したこともなく、普通の事件を処理してきただけで、あっと云う間に過ぎてしまった感があります。

そもそも高校時代からあまり勉強もせず、特になにになりたいとの目的もなく大学に入ったのですが、たまたま知り合いの先輩が、学内にあった司法試験等を受験する人達のために作られていた研究室の試験を受けるから一緒に受けてみないかと誘われ受けたところ、二人とも合格したのがきっかけでした。初めは勉強経験の乏しい私には基本書と云われる本を読むのも大変でしたが、講義などを聞くうちに少しずつ面白くなってきました。

当時研究室に教えに来て下さった先生方は素晴らしい方々で、事例や最新の学説を聞くのはある意味楽しかった記憶があります。

そして卒業の年を迎えたのですが、当時いわゆる大学紛争が始まった頃で（私としてはノンポリを決め込み、部外者として傍観者でしたが）、学内も騒がしく、また就職も大変だったこともあって、私も浪人して本格的に司法試験を受けることにしたのです。

幸いにして卒業3年目でやっと合格することが出来たのですが、その間多少のアルバイトをしたりしたもの、父親を早く亡していたため、兄が援助してくれたり、母親にも心配を掛けたり、家族も大変だったと思い、感謝しています。

また、研究室繋りでの先生や先輩にも本当にお世話になり感謝感謝です（この頃の仲間とは今でもお付合が続いて居り、旅行会や新年の顔合せ会などをしています）。

その後弁護士になるに当って、東京丸ノ内にあった先輩の事務所に勤めることになったのですが、5年ほどして、その先輩が故郷に帰り政治家の道を進みたいと云うことで事務所を移転するのを機に、私も故郷館山に居を移し、千葉に事務所を開設することにしました。

開設に当って事務所を捜したのですが、丁度高校の同級生が地元銀行に勤務して居り、その伝で裁判所近くの空室の紹介を受け、そこを拠点に千葉での一步を踏み出したのでした。

最初の頃は東京時代のお客さんと地元の館山の知人等からの紹介の事件が多かったのですが、東京方面の仕事は地理的理由や東京には同業者が多数いることもあってだんだんと減少してきました。また、地元館山方面の仕事は狭い社会であるところから、依頼者と相手方がバッティングしてしまうことが多く、気を遣いました。

その一方で千葉での人脈もだんだん広がり、千葉に来てから10年位するとこちらの仕事が多くなり、取り分け前記のようなご縁から、お陰様で銀行関係の仕事が増え、現在に至っています。

事務所開設当初は私の個人事務所でしたが、平成2年に縁あって高橋弁護士が事務所に加入し、その後平成5年に二人の共同事務所とすることとし、最初は「竹澤・高橋法律事務所」としていたのですが、平成10年に個人色を薄める意味もあって「さくら綜合法律事務所」と名を変え、若い弁護士さんも加入してきました。そして今後のことを考え平成26年に法人化することになり、現在の「弁護士法人さくら綜合法律事務所」となったのです。

法人化したのは、世の中の変化は凄まじいばかりで、個人ではなかなか対応し切れないことになるのではとの思いからでしたが、お客様から安心して事件等をお任せ戴けるためには継続性が求められると思いますし、私の立場からすると、変化に対応するには若い人の力が必要であるとつくづく感じていたからです。

以上のような経過で、私としては基本的人権の擁護などと云う大それた考えもなく、ただそここの好奇心と、人の話を聞いたり議論をするのが好きと云うのが取り柄と云える位いで（加えて声の大きさも一つかも知れませんが）、その都度都度で周りの皆さんに助けられながら大過なくこられたものと感謝しているところです。

そろそろ、マッカーサーではありませんが「老兵は死なず、ただ消え去るのみ」と云う心境に近付いて来たとの思いがありますが、そうは云いつつも怖い物見たさもあり、法曹界を含め世の中これからどうなっていくのか見届けたいものだと思っているところです。

追 想

先日、50年前に東京で起きた連続爆破事件で指名手配されていた桐島聡被疑者が末期ガンで入院中の病院で名乗り出て警察が捜査を始めところ、その矢先に死亡したことが報道されました。これを聞いて、丁度私が東京で弁護士となったころのことを思い出しました。

当時彼らは「東アジア反日武装戦線」と名乗り、東京の中心部で幾つかの爆破事件を起したと云われていますが、その中の一つの三菱重工爆破事件は私にとって衝撃的な記憶として残っています。当時私が勤務していた事務所は丸ノ内にあり、三菱重工のビルから150メートルのところがありました。夏休みも終わり仕事も忙しくなろうとしていた頃で、丁度午前中の法廷が終り事務所に帰って来てお茶を飲もうとしていた時にドスンと云う地響きがしたのです。何事かと窓を開け表を見ると、道路の有楽町方面が濛々としていて、すぐにこれはなにかが爆発したのだと思いました（幸い私達が入っていたビルは一番丸ノ内側にあり、東京駅から皇居に通る広い道のおかげで爆風の影響がありませんでした）。急ぎ事務員さんらと現場に見分に行くのと、まだ規制線も張られておらず、爆風を受けた多くのビルの窓ガラスが割れ破片が落ちてきており、それに当たった人が頭から血を流していたり、車の窓ガラスが割れ血だらけになったまま車から出てくる人など凄まじい光景で、今思い出してもゾッとします。

桐島は三菱重工事件には直接関与していなかったようですが、彼らの社会矛盾に対する独善的と思える短絡的行動により、大きな犠牲者と甚大な被害、それにとまなう社会不安を生じさせましたが、彼らが意図した変革は生れなかったと思います。

彼らは、その後のバブル社会、その崩壊、現在の格差の拡がりなどなど、どう考えていたのか気になるころですが、人生のどこで歯車が狂ってしまったのか、本人も虚しさだけが残ったように思います。

弁護士 高橋 一弥

被害者の遺影と刑事裁判

毎年、11月末の犯罪被害者週間に開催されている千葉県民の集いのことをご存じでしょうか。

昨年11月26日の集いでは、「ある日、突然、犯罪被害にあう」というテーマで、前千葉地検検察庁検事正をコーディネーターとして、父親を殺害された遺族、支援弁護士、千葉県犯罪被害者支援センター相談員によるパネルディスカッションが行われました。

事件発生から判決までの流れが、被害者側と支援する側それぞれの視点から語られることにより、ひとつひとつの事象が多角的、複合的に頭に入ってきて、裁判手続きにおける被害者支援の全体と個々を同時にかつ臨場感をもって理解できる好企画でした。

その中で考えさせられたのは、裁判官の中には被害者の遺影（生前写真）を証拠として採用することに消極的な姿勢を示す人がいるらしいというくだりでした。この事件では公判検事と支援弁護士が、防犯カメラに写っていた画像が被害者であることを立証するためという工夫をして生前写真を提出することができたので、問題は表面化しなかったとのことでしたが、被害者の遺影について証拠としての必要がないというように考える裁判官がいるということに、驚きと疑問を感じるのは私だけではないと思います。

遺影と裁判と言えば、遺影を傍聴席や被害者参加人席に持ち込めるかという問題がよく取り上げられますが、遺影を証拠として採用するかどうかの問題は証拠の必要性の判断にかかることですので、これとは一線を画します。刑事裁判で被告人に弁護士をつけるのは、被告人を人間として扱っているからです。そうであるならば、殺された被害者も人間であり、被害者も人としての尊厳を持って扱われるべきでしょう。被告人は、法廷で裁判官や裁判員に自らの生い立ちや経歴を対面で語り、自分を弁護できます。そうであるなら、被害者にもそれと同じ程度の機会を与えるのが公正な手続というものではないでしょうか。

裁判所は裁判員が遺影を見て情に流され、事実認定や量刑の判断が鈍るのをおそれているのかもしれませんが（なお、この事件の被告人は自分は犯人でないと、最後まで否認し続けたようです）。しかし、遺影はたいがい笑顔の生前写真であり、死体写真のように観る者の心を動揺させるものではありません。殺すことは人生を奪うことですから、殺された方がどのような人生を奪われたのかを裁判官も裁判員も知る必要があります。無残な殺され方をした被害者の遺体に代わるものとして、失われた命の輝きを残した写

真は罪の重さを測る重要な手がかりです。法廷で遺族は故人の人となりを語りますが、遺影はそのイメージを具象化し、裁判官や裁判員に被害者の生身の存在を身近に感じさせることに役立ちます。そして、何よりも被告人自身が罪と向き合うためにも必要なことと思います。

裁判に理は必要ですが、それと同じくらいに情も必要です。それなのに遺影を見るぐらいで裁判員の判断が誤るとか鈍るなどということがあるのでしょうか。民間人とはいえ裁判員に選出された方々は公正な裁判を行うべく、真摯に取り組まれています。そのような方々の理性を軽く見てはいけないと思います。裁判員制度は刑事裁判に市民感覚を取り入れるためのものであったはずです。そして市民感覚は被害者の人となりを自分と同じ目線で見つめることから始まると思います。裁判で描かれるべき被害者像は、星新一の小説に出てくるような無機質で透明な世界の間人、輪郭しかないような人間であってはなりません。家族があり、仕事を持ち、泣き笑い、近所付き合いもしていた生身の人間として、裁判官と裁判員ができるだけ肌近くに感じ取れるようする必要があります。裁判では、被告人については、その人間性を解明しようと生い立ちから犯行時まで詳しく知ろうとするのに、被害者の遺影を証拠とすることぐらいに何故尻込みするのか理解できません。

私は、殺人を犯した長期服役者と10年以上文通をしています。私が弁護した被告人です。刑務所生活の一端をときどき書いてよこす彼が、最近、次のような手紙を送ってきました。「裁判が終わると被害者の声は受刑者となった犯罪者にあまり届かなくなります。そこに受刑者の甘えが生まれます。刑務所での抑圧された生活が罪の償いと勘違いするようになるのです。受刑者はそのような甘えを捨てなければならないと思います。この度、受刑者に被害者や遺族の心情を伝える制度が始まりますが、受刑者に届かなかった被害者の思いや、その後も被害者がどのような思いで生活しているかを知ることができるようになるのは、有益を越えて必要なことでしょう。」

この受刑者は、生意気ですがと断りを入れつつ上記のように言っているのですが、罪と罰についてこのように沈思し、罪を心から悔い、罪と向き合いながら服役している者もいることを裁判官にわかってもらいたいものです。

家事調停におけるウェブ会議システムの利用について

これまで千葉家庭裁判所の本庁だけで導入されていたウェブ会議システムが、令和6年5月頃から、千葉家庭裁判所の各支部でも順次導入される予定です。

今後、当該システムの利用が増えると予想されることから、その概要をご紹介します。

なお、今回ご紹介するのは千葉家庭裁判所各支部の家事調停手続におけるウェブ会議システムの手続です。簡易裁判所の調停手続とは内容が異なる場合がありますので、その点ご注意ください。

また、以下記載を簡略化するために、「家庭裁判所」という趣旨で「裁判所」と記載します。

1 家事調停手続について

まず、家事調停手続についてご説明します。

(1) 家事調停手続とは、家族に関する問題を解決するために、当事者が裁判所を通じて話し合いをする制度です。

家族に関する法律問題として、例えば離婚や相続の問題があります。これらの問題を解決するために当事者が話し合いを行います。事案によっては、感情的な対立があり、当事者間の冷静な話し合いが困難な場合もあると思います。そのような場合に、裁判所が当事者の間を取り持って、話し合いによる紛争解決を促します。



(2) 手続の進め方は以下のとおりです。

① 裁判所に調停の申立をすると（申立をした当事者を「申立人」、申立の相手を「相手方」といいます。）、裁判所が期日を定めて双方を呼び出します。

② 期日に申立人と相手方が裁判所を訪れて、別々の待合室で待機します。

調停員（裁判官と一緒に紛争解決に当たる非常勤の裁判所職員です）が各当事者を順番に呼び出し、それぞれの当事者と個別に面談します。

一日に1～2時間程度の時間をかけて各当事者と協議し、1～2ヶ月に1度程度の頻度で期日を重ねます。



③ お互いが納得できる解決策が見つかったら、裁判所が合意内容を調停調書という書面にまとめて、各当事者に交付します。

調停調書には判決と同様の効力があります。そのため、当事者が当該調書に違反する場合には、その内容を実現するための法的手続（預金の差押え等）を利用することができます。

2 遠方での手続について

家事調停手続は家族に関する法律問題を解決するために有益な制度ですが、この制度を利用するためには、原則として、各当事者が裁判所を訪問する必要があります。

そして、調停を申し立てる裁判所は、原則として「相手方の住所地の裁判所」となりますので、相手方が遠方に住んでいた場合には、調停を申し立てた側の当事者が遠くの裁判所に通うことになります。

そのため、お年寄りで足腰が不自由な方や、障害等により移動が困難な方については、家事調停手続の利用が難しい場合があります。

そのような場合に備えて、従前、以下のような制度が用意されていました。

① テレビ会議システムの利用

遠方の裁判所に家事調停手続を申し立てる場合に、当事者が最寄りの裁判所を訪れ、当該裁判所でテレビ会議システムを利用して調停手続に参加することができます。

例えば、北海道の札幌に在住する申立人が、九州の博多に住んでいる相手方との間で家事調停手続を利用するとします。申立人は、札幌の裁判所でテレビ会議システムを利用し、相手方は博多の裁判所で同システムを利用します。すなわち、各当事者が最寄りの裁判所で調停手続を進めることができます。

② 電話による調停手続

裁判所の調停員と電話を使用して面談することができます。

ただし、お互いに顔が見えない状況では、踏み込んだ話をしづらい場合があります。調停手続を円滑に進め、紛争の早期・円満解決を図るという観点から、より調停員と当事者間のコミュニケーションを容易にする方法がないかと考えられていました。

以上のとおり、遠隔地の調停手続については幾つか制度が用意されているのですが、ウェブ会議システムの導入により、さらに選択肢が増えることになります。

3 ウェブ会議システムの利用について

実際に、どのようにしてウェブ会議システムを利用するのでしょうか。

当事者は、「WebEX」というソフトを使います。一般のウェブ会議でも利用されているソフトです。接続機器は、自分のパソコンやスマートフォンです。カメラ、マイク、スピーカーなどの関連機器がない場合は、これを自分で用意する必要があります。

事前に裁判所とメールでやり取りをして、当日にウェブ会議に参加できるよう準備します。

なお、ソフトの利用と接続機器等のセッティングについては、当事者が自分で行う必要があります。ウェブの接続が不安定になったり、マイク等が不調となった場合には、手続を中止する場合があります（その場合は電話

による調停手続に移行するようです）。

また、家事調停手続は非公開となっていますので、原則として、当事者以外の第三者（家族も含みます）が手続に参加したり、当事者の横でウェブ会議システムの利用を補佐することはできません。したがって、当事者が「WebEX」及び接続機器等についてある程度の知識を有しており、自分でトラブルに対処できることが前提となります。

4 ウェブ会議システムの意義について

ウェブ会議システムについては、当事者が自分で対応できる知識を有している場合には、便利で使いやすい制度だと思います。

しかしながら、パソコンやスマートフォンの操作に慣れていないご年配の方については、利用が難しい面があるように思われます。特に、相続に関する紛争（遺産分割手続など）については、関係者が皆高齢となっている例が多々見られます。家族の援助を受けて準備するとしても、パソコンの操作に詳しい方が家族にいらっしゃらない場合には、円滑に手続を進めることが難しいかもしれません。

また、裁判所も制度の運用を手探りで進めている状況です。ウェブ会議システムの利用のために裁判所から万全のフォローを求めるのは難しいのではないかと思います。

そうではあっても、裁判所が、家事調停手続の利用者の利便性を考え、ウェブ会議システムを導入したことは、歓迎すべきことだと思います。今後は、時間はかかると思いますが、裁判所及び当事者の双方が制度の運用に慣れて、利用が拡大するものと思われます。機会がありましたら、是非、当該制度の利用をご検討ください。



労働条件明示のルールが変わります！

企業には、雇入れの際、労働者に対し、書面等により労働条件を明示する義務があります（労働基準法15条1項、同施行規則5条）。この義務に違反した場合、30万円以下の罰金が科されます。明示すべき内容やその方法は、法令で定められていますが、本年4月1日から、このルールが一部変更されます。大きく分けて4つの明示事項が追加されますので、そのポイントについて解説します。

第1 2024年4月1日から適用される新たなルール

これまで、労働基準法上、労働者に必ず明示しなければならない事項（これを法的には「絶対的明示事項」と言います。）は6項目でした。新ルールでは、以下の表記載のとおり、新たに4つの絶対的明示事項が追加されます。

第2 就業場所・業務の変更の範囲の明示

これまでは、「雇入れ直後の就業場所」と「業務

の内容」を明示することが義務づけられていました。今後は、これに加えて、就業場所や業務の内容が変更されることが予定される場合には、「変わり得る就業場所や業務内容」も明示する必要があります。そして、これらの明示は、労働契約締結時のみではなく、有期雇用契約の更新のタイミングにおいても行う必要があります。

第3 更新上限の有無と内容の明示

有期雇用労働者には、更新の上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容を明示することが新たに義務づけられます。更新の上限の有無とは、「契約期間通算〇年」「更新〇回まで」といった形で、その上限を超えた以降は労働契約を更新しない旨の定めがあるか否かということです。このような定めがある場合、当初の雇入れ時のみではなく、更新契約のたびに、労働者に対し、更新の上限を明示する必要があります。

| 明示のタイミング | 新しく追加される明示事項 |
|--|---|
| 全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時 | 1. 就業場所・業務の変更の範囲 |
| 有期労働契約の 締結時と更新時 | 2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になります。 |
| 無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時 | 3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。 |

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

さらに、今後は、最初の契約締結時には更新上限がなかったものの後に更新上限を設ける場合、最初の契約締結時に設けていた更新上限を短縮する場合には、「更新上限を新たに設ける」または「短縮する」理由を、事前に労働者に対して説明する必要があることにも注意が必要です。

第4 無期転換申込機会の明示

無期転換ルールとは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者（契約社員、アルバイトなど）からの申込みにより、労働契約が、期間の定めのない契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。有期契約労働者が使用者（企業）に無期転換の申込みをすると、無期労働契約が成立します（使用者は断ることができません）。

2024年4月以降は、この無期転換の申込権が発生する機会ごと（具体的には下図に「無期転換申込機会発生」と記載されているタイミング）に、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）を明示しなければなりません。

また、有期労働契約者が、無期転換の申込みができるようになった後、無期転換を申し込まずに有期労働契約を更新した場合、使用者は、その後の更新のたびに無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。



厚生労働省のホームページより引用

第5 無期転換後の労働条件の明示

無期転換の申込みは、期限のある（有期）雇用契約を、期限の定めのない（無期）雇用契約に換えるだけであって、労働時間や給与等の労働条件が、当然に変更されるものではありません。しかし、無期契約に転換した後の賃金等の労働条件は、正社員やフルタイム等の無期雇用労働者とのバランスを考慮し、同一労働同一賃金のルールに沿った対応が必要です。そこで、無期契約に転換した後の労働条件が、有期雇用契約の時からどのように変わるのかを、前項の「無期転換申込機会の明示」とともに明示することが義務づけられます。この無期転換後の労働条件の明示は、無期転換申込権が発生した有期雇用契約の更新ごとに行う必要があります。

第6 書式の改訂

労働条件の通知は、書面等によって行うべきこととされています。そのため、各事業所において、現在使用している労働条件通知書を改訂することが必要になる場合もあると思います。厚生労働省のホームページにおいては、改正に適応した労働条件通知書のモデル様式が発表されています。今回の改正による変更点が赤字で記載されていますので、これを参考にして改訂すると良いかと思います。

第7 今回の改正の意義

今回の改正は、これまで曖昧であった部分を明確にし、労働者の予測可能性を高めて将来のキャリアプランを立てやすいようにする意義を有するものです。これを機会に、各事業所においても、労働条件の見直しや就業規則の変更等を検討することも良いかと思います。

ペットの法律問題～ペットの時価額？～

1 はじめに

近年は稀に見るペットブームだそうです。この記事をご覧になっている皆様にも、ペットを飼われている方は多いと思います。私も今、猫を二匹飼っています。

さて、そうした皆さまの最愛のペットが不幸にも交通事故などで怪我をしてしまった場合、飼い主は加害者に対してはどのような請求ができるのでしょうか。

今回は、治療費の問題を取り扱いたいと思います。

2 治療費について

(1) 治療費

ペットが怪我をすれば、飼い主は当然動物病院に連れて行って治療を受けさせるでしょう。その治療費を加害者に全額請求することができるのでしょうか。

この問いにほとんどの方はイエスとお答えになるでしょう。加害者のせいで怪我をしたのだから、その治療費を全額払ってもらうのは当たり前だ、と。

しかし、実は治療費全額を請求できない可能性があります。

ここでポイントとなるのは、経済的全損という概念です。

(2) 経済的全損とは？

一度ペットの問題から離れて、自動車同士の事故の場合を考えてみましょう。

たとえば信号待ち中に追突されたとします。車の修理費用は50万円です。このとき、車の時価額（中古市場価格）が30万円であった場合、修理費用が50万円であったとしても、被害者は

加害者に30万円しか請求できません。

その理由は、一般に次のように説明されます。

損害賠償制度は、損害の填補を目的としており、被害者が得をすることは想定されていません。先ほどの事例では、もし修理費用50万円の賠償を認めると、被害者は、30万円で事故車両と同じ価値の車を購入し、かつ、20万円も取得するということになります。この場合、事故車両の代替車の入手によって既に損害が填補されているにもかかわらず、さらに20万円を手に入れており、被害者が得をしていることになります。

そこで、車の時価額の限度でしか損害賠償請求が認められないわけです。

(3) ペットの経済的全損

さて、ペットの話に戻ります。

自動車もペットも、法律的には「物」です。そうすると、ペットも自動車と同じように考えて、ペットの治療費がその時価額を上回っている場合、治療費は時価額の限度でしか請求できない、という考え方もできそうです。

しかし、経済的全損という考え方の根拠は、「時価額の賠償がされれば中古市場で同等の品を購入できるから」というものです。これはペットの場合にも当てはまるのでしょうか。時価額分のお金があれば、他のペットを購入できるのだから、それ以上の治療費を認める必要がない、というのは、なんとも非情な考えに思えます。

またそもそも、ペットについて時価額というものがあるのでしょうか。ペットは飼い主にとってかけがえのない価値を持っています。しかし、ある程度の期間他人の飼育下にあった動物を、お金を払ってまで入手したいと考える人は、ほとんどいないでしょう（そのような場

合は、基本的には売買ではなく保護というかたちが取られるでしょう。)

(4) 裁判例

この問題については、実は、確立した考え方はないようです。

裁判例で比較的多いのは、購入時の価格などを参考に、治療費に一定の制限をかける、というものです。

たとえばですが、「当面の治療やその生命の確保・維持に必要不可欠な治療の費用については、時価相当額を念頭に置いた上で、社会通念上相当と認められる限度で損害となる」と判示して、購入費が6万5000円であったこと等を考慮し、治療費総額76万円のうち14万円程度を認めた名古屋高裁の裁判例があります。

このような購入時の価格を判断要素とする考えに対しては、では雑種犬を知人から引き取った場合に、この場合購入金額は0円なのだから、時価額も0円で、したがって治療費の賠償は認められないという結論になるのか、という批判が有り得ます。

裁判例の考え方に対してはこうした批判はありえるところでしょうが、裁判になった場合には、時価額を無視した議論はできないでしょう。こうした裁判所の判断は、やはり、ペットも法律上は物である、という考えが根底にあるからかも知れません。

3 まとめ

以上のとおり、ペットの治療費については、一筋縄ではいかない問題があります。特に後遺症が残るなどして治療費が高額化した場合等には、大きく問題となるでしょう。

交渉段階で粘り強く交渉するなどして、少しでも多くの治療費の獲得を目指す必要があります。

また、ペットのための任意保険に加入しておくことも万一の備えになります。

大切なペットのために、一度ご検討されてみてはいかがでしょうか。



【弁護士の一とりごと】

昨年4月の頭に京都・奈良の桜の名所を幾つか回りました。仁和寺の御室桜(①)、吉野山の奥千本(②、③)の桜がちょうど見頃でした。奈良県の吉野山の桜は、青森県の弘前公園、長野県の高遠城址公園と並ぶ、日本三大桜の名所で、山裾から、下千本、中千本、上千本、奥千本と分かれています。昨年は、一番有名な下千本の桜は既に散ってしまっていたので、時期を見計らって、今年、リベンジしようと思っています。また、昨年4月の半ばには、ひたち海浜公園にネモフィラを見に行きました(④)。あれからもう1年、過ぎる時間の早さに驚くばかりです。 [竹村]



① 仁和寺の御室桜



② 吉野山の奥千本



③ 吉野山の奥千本



④ 海浜公園

編集後記

当法人で令和4年2月から執務してきた栗原淳美弁護士が、本年4月から株式会社あおぞら銀行で勤務することとなりました。

新天地でも大いに活躍してくれるものと期待しておりますので、今後も栗原弁護士への温かいご支援の程、よろしくご願ひ申し上げます。

ご挨拶

この度、事務所のお許しを得て、本年4月より株式会社あおぞら銀行へ移籍し、社内弁護士として銀行の法務、コンプライアンスに関する業務を担当することとなりました。

これまで本当に多くの皆様に支えられ、充実した日々を過ごさせていただきました。

移籍先においても、今まで培った経験を活かし、一層の研鑽に努め、職務に邁進する所存です。

最後に、これまで皆様から頂戴しました温かいご支援に、心より御礼申し上げます。

弁護士 栗原 淳美

当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。
お気軽にご相談ください。

交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

離婚・相続・信託

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚、相続や信託などの家庭の法律問題に対応します。

医療法務(歯科)

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

建築紛争

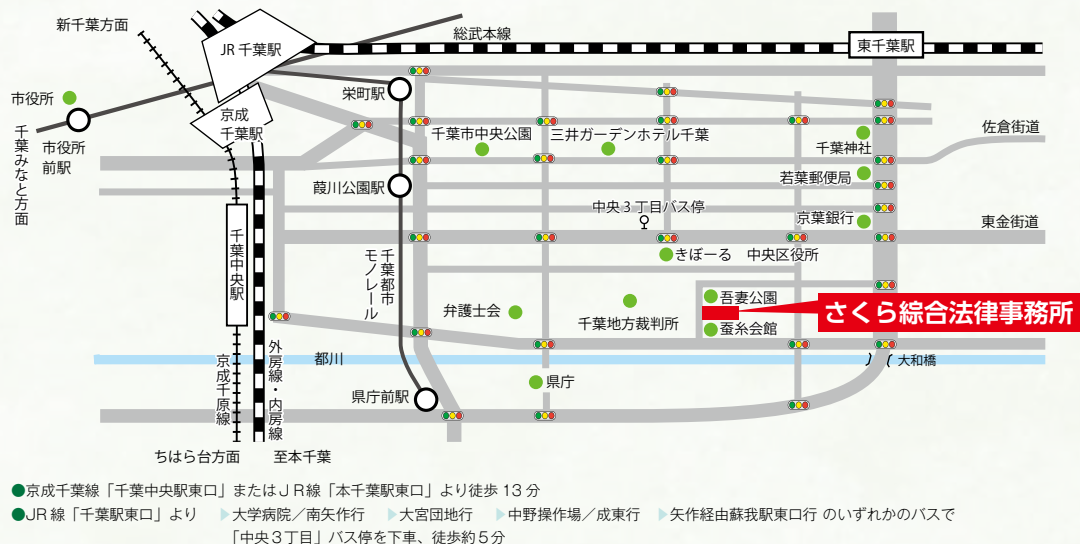
住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施工側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずご相談ください。



弁護士法人 さくら総合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階
TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513
<https://sakurasogo-lawoffice.com>
<https://sakurasogo-s.com> (相続・信託サイト)